

# 基盤地図情報（街区）等の整備に伴う資料調査

実施期間 平成 20 年度  
測図部測図技術開発室 石井 宏 服部 武志  
大野 裕幸

## 1. はじめに

地理空間情報活用推進基本法が平成 19 年 5 月に成立し、同年 8 月に施行された。国土地理院では、同法に基づいて平成 19 年度から基盤地図情報の整備を行っており、それに併せて測図部では平成 20 年度から基盤地図情報（街区の境界線及び代表点）データ（以下、「街区データ」という）について整備を開始した。

街区データ整備には、参考資料として街区符号の範囲を示した住居表示実施図、住居表示新旧対照案内図、住居表示台帳等のうち、いずれかを収集しなければならない。そこで、参考資料をより効率的に収集するため、整備対象市区町村における資料の整備・管理状況や入手の可能性等について調査を行った。

また、道路に関する地理識別子の検討を目的に、市区町村道路網図、市区町村道路幅員図についても同様の調査を併せて行った。

## 2. 調査概要

調査対象は、平成 20 年度に街区データ整備を実施した市町村を除く、都市計画区域が設定されている 668 市区町村とし、調査票 2 種類「住居表示に関する資料の調査」、「道路図等に関する資料の調査」及び返送用封筒を送付して、調査を実施した。

また、回答の内容によっては電話や現地でのヒアリングによる補足調査も行った。

### 2. 1 「住居表示に関する資料の調査」の内容

- ① 住居表示実施図・新旧対照案内図等の保管について
- ② 住居表示実施図・新旧対照案内図等の国土地理院への提供の可否について
- ③ 住居表示台帳の整備状況について
- ④ 住居表示台帳の国土地理院への提供の可否について
- ⑤ 国土地理院が資料を参考にして加工した後、ホームページより公開することについて

### 2. 2 「道路図等に関する資料の調査」の内容

- ① 市区町村道路線網図（市区町村道の区間と路線番号を一覧にした図）について
- ② 市区町村道路線網図の国土地理院への提供の可否について
- ③ 市区町村道路線網図の市区町村のホームページでの閲覧について
- ④ 市区町村道路幅員図（市区町村道の区間ごとの認定幅員を一覧にした図）について
- ⑤ 市区町村道路幅員図の国土地理院への提供の可否について
- ⑥ 市区町村道路幅員図の市区町村のホームページでの閲覧について
- ⑦ 国土地理院が資料を参考にして加工した後、ホームページより公開することについて

## 3. 調査の結果

この調査は、対象市区町村のうち、598 市区町村から回答があった（回答率約 90%）。回答しなかった市町村には、定額給付金の事務処理で忙しく回答する余裕がないとの連絡があったものが含まれる。

### 3. 1 「住居表示に関する資料の調査」の結果

住居表示に関する資料の調査の結果は、表－1のとおりである。

表－1 住居表示に関する資料の調査結果

①回答の状況		②整備状況		③提供について		④公開について	
住居表示実施	322	全て有り	265	条件なし	151	公開可	186
住居表示なし	276	一部有り	57	条件有り	154	公開不可	109
未回答	70	なし	0	提供不可	17	未記入	27
計	668	計	322	計	322	計	322

住居表示実施図、住居表示新旧対照案内図、住居表示台帳等のいずれかの資料が一部でもあると回答があった市区町村は322（54%）と約半数であった。残る274（46%）市区町村については、明確な回答のないものを含む。

資料の提供は、経費の負担を求めるものや個人情報等の消去処理を条件とするものが大半であったが、複数の市区町村で一部しかなく業務に使用や個人情報が記載されているため庁舎外へ持ち出し禁止等、交渉の難航が予想される条件もあった。

公開に関しては、加工の程度や公開の詳細により判断するとの回答した市区町村の多くは、加工後のデータや公開画面のサンプルとともに説明を行うことにより理解を得られるものと思われる。

また、現況との乖離によるトラブルを懸念して公開を拒否する市区町村もあった。

### 3. 2 「道路図等に関する資料の調査」の結果

道路図等に関する資料の調査の結果は、表－2のとおりである。

表－2 道路図等に関する資料の調査結果

①網図整備状況		②提供について		③幅員図整備状況		④提供について		⑤公開について	
全て有り	555	条件なし	362	全て有り	404	条件なし	152	公開可	266
一部有り	28	条件有り	165	一部有り	64	条件有り	195	公開不可	261
未整備等	15	提供不可	71	未整備等	130	提供不可	251	未記入	71
計	598	計	598	計	598	計	598	計	598

道路網図及び道路幅員図の整備状況（一部有りを除く）は、両方整備394（66%）、網図のみ161（27%）市区町村であった。道路図等の提供の条件又は提供不可の理由の主なもの、経費の負担、作業中、執務時間外の貸し出し、内部資料として使用、独自のデータ形式、精度の保証ができない等であったが、少数ではあるが道路台帳に関しては閲覧なら可、第三者の著作権があるため提供不可とする市区町村があった。

公開については、認定や取り消しを随時行っているために、公開データと現況の乖離によるトラブルの懸念から公開を拒否する市区町村も多い。

## 4. まとめ

資料によっては個人情報に関わる部分や、国土地理院への提供に要する費用と時間を気にするところ、最新の情報ではないことを気にするところが目立った。これは、今回の調査での回答内容にかかわらずどの市区町村についても当てはまることと推測されることから、資料の収集の際にはこの点に留意する必要がある。さらに収集する目的、項目、加工の詳細な内容、最終形の詳細な仕様等についても説明が必要である。効率的に資料収集を行うためには、市区町村のメリットとなるような点もアピールしつつ交渉する必要があると思われる。